県・市懇談会テーマ一覧表

部会	番号	テーマ	提出市	頁
行政部会関係	1	小型動力ポンプ付積載車の補助金基準額の見直しについて	新城市	1
	2	愛知県自転車ヘルメット購入補助金の拡充について	豊橋市	2
	3	特殊詐欺対策装置購入事業に係る県・市町村の協調補助の実施について	西尾市	3
	4	防犯カメラ等の防犯対策用品設置補助金制度の創設について	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市	4
	5	パスポート申請の一部オンライン化に伴う受取場所の拡大について	犬山市	5
社会文教部会関係	6	愛知県消費者行政活性化事業費補助金消費生活相談体制整備事業の活用期間終了に伴う財源確保について	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市	6
	7	スポーツ射撃競技の健全な普及発展に関する規制等の見直しについて	岡崎市	7
	8	ユニバーサルデザイン（UD）タクシー導入補助制度の継続について	豊橋市	8
	9	公用車への電動車導入等における支援（補助）制度の創設について	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市	9
	10	民生委員（児童委員）の推薦に係る国籍要件見直しのための民生委員法の改正について	知立市	10
	11	子ども医療費助成の範囲拡大について	常滑市	11
	12	新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護者に対する支援体制の整備について	半田市	12
	13	スクールソーシャルワーカー配置に係る財政支援及び人材確保への支援について	知多市	13
	14	休日部活動の地域移行に伴う財源の有効活用について	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市	14
経済部会関係	15	新しい技術を応用した移動手段の試行段階に対する支援について	瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市	15
	16	水道施設の更新に対する新たな財政支援の創設について	津島市	16

１　小型動力ポンプ付積載車の補助基準額の見直しについて

〔新城市提出〕

山間地を多く抱える本市において、消防団に配備する小型動力ポンプ付積載車は４輪駆動にする必要があり、あわせて乗車定員を６人とすることを基本仕様としております。また、道路交通法の改正により、準中型自動車免許が新設されたことに伴い、消防団員の誰でも運転ができるよう、この積載車の車両総重量を３．５トン未満とすることを仕様に加えたところであります。

この仕様により消防団に配備するこの積載車は、車体価格等の値上がりに伴い、車両取得価格が年々上昇を続けており、近年では約１，０００万円にも及ぶものとなっております。

愛知県の南海トラフ地震等対策事業費補助金を活用させていただいてこの積載車を取得しておりますが、その補助基準額は２６９万７，０００円と現在の車両取得価格に対し大きな乖離があるため、各市の財政負担が大きいのが現状であります。

ついては、県におかれては、**急務となっている老朽化した消防団車両の更新を適切に行うため、補助基準額の増額を要望します。**

２　愛知県自転車ヘルメット購入補助金の拡充について

〔豊橋市提出〕

令和４年の通常国会において道路交通法が改正され、自転車乗用時のヘルメット着用の努力義務が明文化されて１年以内に施行されることとなりました。

本市では、平成２８年度より市内在住者に対しヘルメット購入に係る補助を実施(上限２，０００円　補助率１/２)し、ヘルメット着用促進に努めておりますが、法改正により、県民の自転車乗用時のヘルメット着用率の向上とともに、現行のヘルメット購入補助の申請数も増加するものと見込まれます。

愛知県の自転車ヘルメット購入補助制度は､対象者の年齢が、当該年度に満７歳以上満１８歳以下となる者又は満６５歳以上となる者と定められていることに加え、令和５年度までの時限補助となっているため、法の改正による対応には、補助対象年齢の拡大及び補助事業の継続が必要であると考えます。

ついては、県におかれては、**県補助金の補助対象者を全年齢へと拡充していただくとともに、ヘルメット着用の促進・定着には一定の期間がかかると見込まれるため、本補助事業を令和６年度以降も継続していただくよう要望します。**

３　特殊詐欺対策装置購入事業に係る県・市町村の協調補助の実施について

〔西尾市提出〕

特殊詐欺の手口は年々巧妙になっており、令和３年中の被害総額は、全国で約２８２億円、愛知県で約１３億６，６４９万円となっております。

本市においても、過去３年連続で、被害総額が２，０００万円を超えており、今年１０月から特殊詐欺対策装置購入事業費補助制度を創設し、被害防止に取り組んでおります。

特殊詐欺は住所を特定する前に電話などで連絡を取り犯行を行うため、県内の誰でも被害を受ける可能性があり、市町村単位で被害防止事業を行っても、広報啓発活動や財政面での限界があります。

ついては、県におかれては、**ヘルメット購入費に対する補助のように、県・市町村で協調して特殊詐欺による被害を防止するため、特殊詐欺対策装置購入事業に係る県費補助制度を創設していただくよう要望します。また、既に市町村による特殊詐欺防止事業が行われており、その内容が補助金交付だけではなく、安価販売も含まれているため、補助制度の創設に当たっては、こうした安価販売における市町村負担に対する助成内容を含む制度設計を行っていただくよう要望します。**

４　防犯カメラ等の防犯対策用品設置補助金制度の創設について

〔瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市提出〕

愛知県下における令和３年の犯罪認知件数は３７，８３２件にのぼり、その中でも県民の体感治安に直結する住宅対象侵入盗については１，０７７件、自動車盗については７４５件と、依然として高い数字となっております。

このような情勢の中、各自治体においては、各種犯罪の未然防止のため、防犯カメラをはじめとした補助事業を創設し、地域の防犯に対する体制の強化や意識の啓発を図る取組を推進しております。

愛知県では､侵入盗､自動車盗及び特殊詐欺等の対策として、地域自主防犯活動活発化促進事業（取組内容により上限１５万円から２０万円）を実施しておりますが、犯罪の未然防止に効果的な防犯カメラや特殊詐欺対策電話の需要が高まる中、抑止対策に効果が認められる防犯カメラ設置等の費用は高額であり、購入や設置維持管理に二の足を踏む市民も多いと思われます。

ついては、県におかれては、**地域の防犯力のさらなる向上のため、市民誰もが必要と思う防犯対策用品を安全安心に設置及び維持管理できるよう、防犯対策用品設置補助金制度の創設を要望します。**

５　パスポート申請の一部オンライン化に伴う受取場所の拡大について

〔犬山市提出〕

令和５年３月よりパスポート申請の一部がオンラインにより受付可能になる予定ですが、機器が必要となるためまずは先行導入された県の旅券窓口のみでの運用を開始し、権限移譲を受けて旅券窓口を設置している市町村には順次拡大していく予定であると聞いております。

住民の利便性を高めるためには、オンライン申請にあわせて、パスポートの交付方法についても工夫が必要と考えます。

ついては、県におかれては、**市町村が権限移譲を受けているかどうかにかかわらず、パスポートの受け取りを市町村窓口でも可能とするよう要望します。**

６　愛知県消費者行政活性化事業費補助金消費生活相談体制整備事業の活用期間終了に伴う財源確保について

〔豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市提出〕

東三河広域連合消費生活センター（各市５か所・各町村相談室３か所）では消費生活相談業務を行っております。消費生活センターに寄せられる相談内容は、年々複雑化・巧妙化しており、熟練相談員の確保が引き続き必要とされ、さらに、令和４年４月に成年年齢が引き下げられたことにより、若年層からの相談も増加すると見込まれます。

東三河広域連合が運営する消費生活センターの運営に係る経費については、構成市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、東栄町、設楽町、豊根村）の負担金（一般財源）と愛知県消費者行政活性化事業費補助金とで賄っています。

県補助金は国の地方消費者行政強化交付金を財源としており、その活用期間は、国の地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領に基づき最長９年とされています。東三河広域連合では、県補助金を消費生活相談員の人件費に充当しておりますが、令和６年度末に活用期限が切れるため、東三河地域における消費者センター運営に係る各市町村の負担増が見込まれます。

ついては、県におかれては、**今後も、安定的に消費生活相談員を雇用し、質の高いサービスを提供するために、県における新たな補助制度の創設などの支援又は地方消費者行政強化交付金における地方消費者行政推進事業の活用期間延長を国に対して積極的に働きかけることを要望します。**

７　スポーツ射撃競技の健全な普及発展に関する規制等の見直しについて

〔岡崎市提出〕

射撃競技はオリンピック種目であるなど、スポーツとして一般に認知されているが、愛知県青少年保護育成条例では、エアガンは「有害玩具」に分類され、青少年（１８歳未満）の使用が規制されていることから、エアースポーツガンの選手育成や普及促進が進んでおらず、エアースポーツガンは広く一般に普及しているとは言い難い状況にあります。

日本エアースポーツガン協会主催の大会では、ルールが統一され、使用される銃も当該協会のほか、(公財)日本近代五種協会、又は(一財)日本バイアスロン連盟が公式認定競技銃として認定しているものであります。

ついては、県におかれては、**スポーツ射撃競技の健全な普及、発展の環境を整えていただくよう要望します。**

８　ユニバーサルデザイン（ＵＤ）タクシー導入補助制度の継続について

〔豊橋市提出〕

ＵＤタクシーは、障がい者や高齢者、妊婦など誰もが安全安心で快適に利用でき、且つ環境にやさしい車両であります。

一方、ＵＤタクシー車両は一般的な車両より約１００万円高いため、タクシー事業者は導入することが困難な状況にあります。

タクシー事業者はコロナ禍で売上が減少しているため、タクシー車両の更新を見合わせていたが、安全に運行するために車両を計画的に更新する必要があります。

令和２年度改正のバリアフリー法に基づく基本方針では、都道府県におけるＵＤタクシー導入率の目標を２５％としていますが、本市における導入率は２２．５％と、まだ未達成な状況であるため、次年度も継続してＵＤタクシーの導入支援を講じていく所存であります。

ついては、県におかれては、**こうした事情を勘案していただき、今年度で終了予定と聞いているＵＤタクシー導入支援について事業の継続を要望します。**

９　公用車への電動車導入等における支援（補助）制度の創設について

〔瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市提出〕

本年７月、全国知事会において、都道府県が新たに導入する公用車は、原則電動車（ＥＶ、ＰＨＶ、ＦＣＶ、ＨＶ）を目指すとする行動宣言が決定されました。

ゼロカーボンシティを宣言し、CO_2の排出削減に取り組んでいる市もあります。

しかしながら、電動車については、ガソリン車より販売価格が高く、中には付属充電設備の整備費用も必要な車両もあることから、導入が遅れております。

ついては、県におかれては、**各市が公用車を率先的かつ計画的に導入でき、あわせて付属充電設備も整備できるよう、補助制度の創設を要望します。**

１０　民生委員（児童委員）の推薦に係る国籍要件見直しのための民生委員法の改正について

〔知立市提出〕

民生委員法第６条第１項の規定により、民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうちから適当である者について行うこととされております。

県においては、同法第５条第２項の規定により、市町村の民生委員推薦会が推薦した者につき、厚生労働大臣に推薦することとされており、国においては、同条第１項の規定により、都道府県知事の推薦によって民生委員を委嘱することとされております。

本市では、民生委員の改選の際に町内会に人選をお願いしておりますが、高齢化や社会情勢の変化などから、なり手不足の状況が続き、欠員となる地区が増えております。また、外国人集住地域などでは、日本国民で、かつ、年齢要件も考慮すると、そもそも対象者がほぼ皆無であります。

本市民生委員推薦会の委員から、欠員地区が増加している状況を踏まえ、地域の実情に応じて、議会の議員の選挙権を有しない外国籍の住民も推薦対象とすることができないかとの要望がありました。

ついては、県におかれては、**このような市の現状についてご理解いただくとともに、厚生労働大臣への推薦事務を担当する立場として、民生委員法の改正について、国に働きかけていただくよう要望します。**

１１　子ども医療費助成の範囲拡大について

〔常滑市提出〕

愛知県の福祉医療制度の基準では、通院は就学前まで、入院は中学３年生までとしており、平成２０年４月の改正から１５年近く変更されていない状況である中、常滑市では、令和２年４月から、医療助成の範囲を通院・入院とも中学３年生まで拡大したところであります。

県内では、令和４年１０月１日現在、５４市町村中４６の市町村が、通院や入院の助成を高校３年生まで行っており、更にその上の年代を対象にするところもあるなど、年々対象範囲が拡大し、地域間格差が生じております。

愛知県の福祉医療制度の基準にかかわらず、各自治体が独自に対象範囲を定めているため、その対象範囲は自治体の財政事情等に大きく依存し、住民負担の地域間格差により、住民の間で不公平感が生じております。

ついては、県におかれては、**県内どの地域に生まれ育っても等しい負担で医療機関を受診できるよう、実態に合わせた子ども医療制度の実現のため、県補助の対象範囲を高校卒業まで拡大するよう要望します。**

１２　新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護者に対する支援体制の整備について

〔半田市提出〕

単身世帯又は家族（介護者）が新型コロナウイルス感染症等により入院するなどして不在となった、在宅の高度な福祉的ケアを必要とする高齢者・障がい者（以下「要介護者」という）が陽性又は濃厚接触者となった場合、本人を受け入れる施設などの具体的な支援策が整備されていないため、その対応に苦慮しております。

高齢者について、国からの事務連絡では、居宅介護支援事業所等が保健所と相談し、訪問時間短縮等の感染防止策を徹底のうえ、陽性又は濃厚接触者となった要介護者へのサービス提供を行うとされておりますが、サービス提供を行った従事者が感染拡大予防のため、他の要介護者へのサービス提供を自粛し、サービス利用者が十分にサービスを受けることができないことが懸念されます。

また、障がい者については、県のコーディネート確保事業により、要介護者の施設等への受け入れ調整に係る体制整備を、愛知県知的障害者福祉協会に委託し実施しております。本市では、同協会に要介護者の施設への受け入れ調整を依頼しましたが、調整に時間を要するとの回答があり、要介護者への緊急の対応ができなかった事例があり、当該事業は本来の役割を果たしておりません。

ついては、県におかれては、**単身世帯又は家族（介護者）が不在となった在宅の要介護者が、新型コロナウイルス感染症の陽性又は濃厚接触者になった場合、本人を受け入れるケア付き宿泊療養施設の設置及び訪問介護員による訪問介護（居宅介護）サービスを整備していただくよう要望します。**

１３　スクールソーシャルワーカー配置に係る財政支援及び人材確保への支援について

〔知多市提出〕

家庭環境、虐待、不登校等児童生徒の抱える多様な問題に対し、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する専門的な知識や技術を用いて児童生徒の置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークを構築し、支援を行っております。

しかしながら、現状は支援希求件数に対する支援件数が十分ではないため、スクールソーシャルワーカーの人員増等による支援の拡充を図る必要があり、市にとっては財政的な負担や人材確保の負担は大きなものであります。

県では、「スクールソーシャルワーカー設置事業費補助金実施要領」により、スクールソーシャルワーカーの配置に対し事業費の３分の１を補助する制度を設け、令和３年度までは１市町村当たり８０万円の補助上限が設けられていましたが、令和４年度は上限が撤廃されました。ただし、予算の範囲内での補助となっており満額支給とはなっておりません。

ついては、県におかれては、**スクールソーシャルワーカー設置事業費補助金について県予算の十分な確保を要望するとともに、スクールカウンセラーの県派遣制度のようなスクールソーシャルワーカーの人材確保に関する支援を要望します。**

１４　休日部活動の地域移行に伴う財源の有効活用について

〔瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市提出〕

令和５年度の移行開始から３箇年を目途に休日部活動の地域移行が方向性として決定されたことから、休日においては学校管理下での部活動ではなくなり、教員の立場での指導を原則として行わないこととなります。移行先については、総合型地域スポーツクラブ等が考えられますが、人件費等の運営費が必要であることから、保護者に受益者負担等を求める必要があります。

休日部活動が学校外の活動となった場合に、これまで同様に子どもたちの活動の場を維持するために、地域や行政がその場の受け皿となる必要がありますが、受益者負担など行政側には新たな財源が必要となります。

ついては、県におかれては、**休日部活動の地域移行に伴う支援策を検討していただくよう要望します。**

１５　新しい技術を応用した移動手段の試行段階に対する支援について

〔瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市提出〕

本市の高蔵寺ニュータウンでは、自動車運転免許返納による日常生活での移動手段が課題であり、平成２９年度以降、あいち自動運転ワンストップセンターの支援を受け、自動運転を用いた移動手段の実証実験を実施しております。

本年１０月からは、地元住民がＮＰＯ法人を立ち上げ「自家用有償運送」による運送サービスを開始したところです。

今後、新しい技術を応用した移動手段が実用化された場合、既存公共交通を補完する移動手段など、新しいサービスの提供についても、検討していくことが可能になります。

新たな技術を応用した移動手段を実用化するためには、実証実験の実施等､試行段階における市の取り組みが不可欠であり、市にかなりの財政負担が生じるため、実施に当たっては、県のスマートシティモデル事業を活用したいと考えております。

ついては、県におかれては、**自動運転車両やグリーンスローモビリティ（時速２０㎞未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス）等、新しい技術を応用した移動手段の試行段階における市の取り組みに対し、支援の継続及び拡充を要望します。**

１６　水道施設の更新に対する新たな財政支援の創設について

〔津島市提出〕

水道事業は、地方公営企業の独立採算制の原則から、料金収入で原則賄うこととされておりますが、人口減少等による水需要の減少等により料金収入は減少し、水道経営は逼迫することが予測され、老朽化した水道施設の更新等に必要な資金の確保に苦慮するなど、安心安全なライフラインの確保が極めて困難な状況になりつつあります。

本市における水道事業は、人口減少や節水機器の普及による水需要の減少等により、今後の水道料金収入が的確には見込めない状況にある中、建設後相当の年数が経過し、管路の経年劣化、取水・浄水・配水施設などの老朽化が進んでおり、その多くが更新時期を迎えております。

現状、国の生活基盤施設耐震化等交付金において、管路施設の耐震化等事業に対する財政支援はありますが、取水・浄水・配水施設等における水道施設の長寿命化、更新事業に対する財政支援はありません。

近年、各地において水道施設の老朽化による漏水事故が多発しており、こうした事態を回避するためにも老朽化更新を適切に行う必要があります。

ついては、県におかれては、**水道事業は、住民の生命及び暮らしを支えるライフラインであるとともに社会経済を支える極めて公共性の高い事業であり、持続的かつ安定供給を行うために、水道施設等における長寿命化、更新事業に対する新たな財政支援の創設を国に働きかけていただくよう要望します。**